お試しモニターのつもりが 定期購入になっていた!

156 かわらばん No.116 '18.12

吹田市 市民部 市民総務室 ☎06-6384-1354



サービスコースは定期購入です。

利用規約

事なことは下の方に小さく書かれている

100円で 試せるなんて ラッキー



利用規約にお試しモニターになるための条件が 書かれています。

> 《例》最低4回購入が条件 解約は違約金が必要 解約は電話連絡が必要



- ネットの広告に「定期購入」とあれば、決まった回数を購入する必要があり、途中で解約はできません。
- ●インターネット通販にはクーリングオフ制度はありません。
- ●一方的な解約はできませんが、まずは業者に問い合わせてみましょう。

トラブルを避けるには、注文前に申込み画面で

①最低購入期間 ②支払総額 をよく確認しましょう。

電話06-6319-1000 吹田市朝日町3-203 (JR吹田駅前 さんくす3番館2階) 吹田市消費生活センター